

富士箱根伊豆国立公園の基準の特例引用関係整理表（新島阿土山地区）（注 印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。）

項	行為の種類	号	基準の内容
第 22 項	土地の開墾、土地の形状変更	第 1 号	特別保護地区、第 1 種特別地域又は第 2 種特別地域若しくは第 3 種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。
			ただし書 当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。
		第 2 号	集団的に建築物を建築する敷地を造成するためその他土地を階段状に造成するために行われるものでないこと。
		第 2 号の 2	土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものは除く。）
		第 3 号	ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。
			ただし書 既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
		第 4 号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。
			ただし書 既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなる時、又は地方公共団体が設置する一般廃棄物の最終処分場において廃棄物を埋め立てる場合であつて、修景等の措置によりその周辺の風致に著しい支障を及ぼすことのないときは、この限りでない。
		第 5 号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること
			ただし書 農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
第 6 号	開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。		
第 7 号	当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。		